

職員の自己啓発等休業に関する要綱

(令和5年12月19日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、職員の自己啓発等休業に関する条例（令和5年板橋区条例第47号。以下「条例」という。）に基づく自己啓発等休業（以下「休業」という。）について、別に定めるものを除き、その承認基準等を定め、もって制度の適正な運用に寄与することを目的とする。

(承認の基準)

第2条 条例第2条に規定するその他の事情は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 板橋区人事評価規程（平成8年板橋区訓令第20号）第2条第1号及び幼稚園教育職員人事評価規程（平成28年板橋区教育委員会訓令第9号）第2条に規定する人事評価において、直近の連続した2回の評価が3以上であること。

(2) 休業の申請（条例第7条に規定する延長の申請を含む。以下同じ。）をした職員の育成であって、長期的な人事管理を踏まえ、執務を通じて行われているものへの休業の影響等がないこと。

(3) 休業をしようとする期間の末日から、当該職員の定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年板橋区条例第3号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの間において、おおむね5年程度の期間が見込まれ、かつ、職務復帰後に継続して勤務する意思があること。

(4) 休業開始日前2年間において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年板橋区条例第18号）第14条の規定による病気休暇又は地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定による休職を理由として1年以上職務に従事しない期間がないこと。

(5) 職員として引き続き在職した期間において、以前に休業を承認されたことがあるときは、以前の休業から職務に復帰した日から再度休業をしようとする期間の初日までの間において、おおむね5年程度の期間（職務に従事している期間に限る。）が経過していること。

2 任命権者は、職員から休業の申請があった場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとともに、当該職員が前項各号に掲げる

全ての基準を満たすと認めるときは、休業を承認するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、任命権者は、申請をした職員が第1項第5号に掲げる基準を満たさない場合において、当該職員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、同号の基準を満たすものとみなすことができる。

(1) 大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合

(2) 前回の休業が疾病等のやむを得ない事由により法第26条の5第5項の規定に基づき承認を取り消された職員が、再度同じ大学等の課程を履修しようとする場合

(公務運営の支障及び公務能力の向上に係る判断)

第3条 任命権者は、条例第2条に規定する公務運営に係る支障の有無の判断に当たっては、休業の申請に係る期間について、当該申請をした職員の業務の内容、業務量等を考慮した上で、業務分担の変更、職員の配置換えその他当該業務に対応するための措置等を総合的に勘案して判断するものとする。

2 任命権者は、条例第2条に規定する公務に関する能力の向上に資するか否かの判断に当たっては、大学等課程の履修又は国際貢献活動において身に付ける知識及び経験を職務復帰後の公務に還元することにより、公務能率及び行政サービスに寄与すると認められるか等を総合的に勘案して判断するものとする。

(休業の対象期間)

第4条 休業の対象となる期間は、次の各号に掲げる休業の目的に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、休業をするために必要な最低限の準備期間として、大学等における修学又は職務復帰のために転居する期間等を休業の対象期間に加えても差し支えないものとする。

(1) 大学等課程の履修 大学等の課程において履修しようとする期間

(2) 国際貢献活動 独立行政法人国際協力機構が参加義務を課している訓練に参加した日から、奉仕活動地域から帰国する日までの期間

(制度の対象外となる大学等の課程等)

第5条 大学等における修学のための休業は、職務に従事したまま大学等の課程を履修することが困難な職員について、職員の身分を保有したまま職務に従事しないことを可能とする制度であるため、原則として、勤務時間外や時差勤務で対応が可能である夜間において教育を行う課程や通信による教育を行う課程は制度の対象外とする。ただし、勤務時間外や時差勤務で対応できない場合や、通信による教育を行う課程におけるいわゆるスクーリングを行う場合にあっては制度を利用できるものとする。

(外国における奉仕活動)

第6条 条例第5条に規定する独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動は、いわゆる青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア及び国連ボランティア計画が日本国政府を通じて派遣を要請し、これに基づき独立行政法人国際協力機構から推薦され従事する活動をいう。

(承認の取消)

第7条 法第26条の5第5項に定める大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことには、休業の期間の満了前に当該休業をしている職員が在学している課程を修めて卒業し、又は修了したことを含むものとする。

(任命権者が求める報告)

第8条 条例第9条第1項の規定により任命権者が求める報告とは、大学等の課程における履修状況、国際貢献活動における現状等に係る報告とし、休業の承認の取消事由が生じた場合における事実の確認のために求める場合のほか、休業をしている職員の活動及び生活の状況を把握するために定期的に求める場合を含むものとする。

2 前項の報告の頻度は職員の活動に支障がない程度とし、その目安としては、大学等における修学の場合にあっては一の学期に1回程度、国際貢献活動の場合にあっては半年に1回程度とする。

(審査会の設置)

第9条 休業の承認に当たり、次の事項を審査するため、板橋区自己啓発等休業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 休業の要否

(2) 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和45年板橋区規則第9号）第6条の7第1項第1号に規定する承認の要否

(3) 昇給の抑制に関する基準（17板総人第601号）第2条第12号及び幼稚園教育職員の昇給の抑制に関する基準（17板教庶第321号）第2条第14号に規定する特定の自己啓発等休業への該当の有無

2 審査会は、副区長、教育長、総務部長及び人事課長の職にある者をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

(審査及び決定)

第10条 任命権者は、職員から休業の申請があったときは、前条第1項各号に掲げる事項について審査会に諮問するものとする。

2 審査会は、前項の規定による諮問があったときは、その内容を審査し、その結果を任命権者に答申する。

3 任命権者は、前項の規定による答申を参考に、休業の承認の可否を決定する。

(任命権者の責務)

第11条 任命権者は、休業の申請があった場合は、その承認の可否を速やかに当該申請をした職員に通知するよう努めなければならない。

2 任命権者は、休業をしている職員の円滑な職務復帰を図るため、職務に係る情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、休業の承認基準等に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則 (令和5年12月19日区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。